

改正 令和4年5月1日

(目的)

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、国際的な平和と安全の維持及び学術研究の健全な発展に寄与し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 外為法等とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- 二 教職員等とは、本学の教員、職員、研究員その他本学に雇用された者又は本学から職位等を付与された者をいう。
- 三 技術の提供とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- 四 貨物の輸出とは、自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含めて外国に向けて貨物を送付すること又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- 五 該非判定とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- 六 取引審査とは、該非判定の内容のほか、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の相手先及び相手先の用途を確認し、本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。
- 七 リスト規制技術とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- 八 リスト規制貨物とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- 九 キャッチオール規制とは、外国為替令別表の16の項に定める技術及び輸出貿易管理令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- 十 大量破壊兵器等とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- 十一 通常兵器とは、大量破壊兵器等以外の輸出貿易管理令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- 十二 大量破壊兵器等の開発等とは、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- 十三 通常兵器の開発等とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- 十四 特定類型該当者とは、外為法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）1の(3)のサに規定する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、教職員等が本学における教育研究活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- 二 この規程及び外為法等を遵守する。
- 三 輸出管理を実施するための体制を整備し、適切に運用する。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学に安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、次の各号に掲げる事項をその任務とする。

- 一 輸出管理における重要事項に関する最終的な決定
- 二 経済産業省への輸出許可申請
- 三 外為法等及びこの規程に違反した事実が発生した場合の全学的対応及び再発防止策の構築
- 四 その他輸出管理に関する統括責任者への指示

（安全保障輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者の下に、当該業務を統括する安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究を担当する副学長1名をもって充てる。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる事項をその任務とする。

- 一 全学的な輸出管理の統括
- 二 取引審査
- 三 第20条から第22条まで及び第24条に規定された任務
- 四 その他最高責任者が指示する事項

（安全保障輸出管理責任者）

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行う安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、学長室研究支援センターの課長をもって充てる。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる事項をその任務とする。

- 一 統括責任者の業務の補佐
- 二 取引審査における一次審査
- 三 輸出管理を行う教職員等に対する支援及び相談窓口
- 四 その他統括責任者が指示する事項

（安全保障輸出管理担当者）

第8条 統括責任者は、管理責任者の下に、輸出管理に関する業務を補佐する安全保障輸出管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置くことができる。

2 管理担当者は、次の各号に掲げる人員の全て又はいずれかをもって充てる。

- 一 学長室研究支援センター課員
- 二 その他統括責任者が指名する者

3 管理担当者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 管理責任者の業務の補佐
- 二 その他統括責任者及び管理責任者が指示する業務

（安全保障輸出管理委員会）

第9条 本学の輸出管理に関する事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」と

いう。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる輸出管理に関する事項を扱う。

- 一 第15条に規定する委員会審査
- 二 監査に関する事項
- 三 教職員等に対する指導及び教育に関する事項
- 四 その他輸出管理に関して最高責任者又は統括責任者が委員会における審議を指示する事項

3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、統括責任者が委員長となる。

- 一 統括責任者
- 二 管理責任者
- 三 管理担当者
- 四 理学部長又は理学部長が指名する理学部の専任教員1名
- 五 第15条に規定する委員会審査に限り、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等が所属する学部又は研究科の長
- 六 その他委員長が指名した者
(事前確認)

第10条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、別途定める自己判定シートを用いて取引審査の要否について自己判定による事前確認を行い、速やかに統括責任者に事前確認の結果を申し出るものとする。

2 統括責任者は、事前確認結果を基に取引審査の要否判定を行い、自己判定を行った教職員等に要否判定の結果を速やかに回答する。

3 前項の要否判定により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第11条、第12条及び第13条の起票・確認を行い、第14条の取引審査の手続を行わなければならない。

4 統括責任者が、取引審査は不要と判断した場合は、教職員等は当該の技術の提供又は貨物の輸出を行うことができる。

(該非判定)

第11条 統括責任者に取引審査を受けることが必要と判断された教職員等(以下「被審査者」という。)は、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行った上で、判定結果を別途定める該非判定票に記入し、取引審査を受ける前までに統括責任者に提出しなければならない。

2 該非判定は、次の各号の規定により行う。

- 一 被審査者が本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか該非判定を行う。
- 二 被審査者が本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、入手先からの該非判定書又は必要な技術資料等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。

(用途確認)

第12条 被審査者は、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の用途が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられる可能性の有無を、別途定める用途確認シートに記入し、取引審査を受ける前までに統括責任者に提出するものとする。

(需要者確認)

第13条 被審査者は、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の需要者について、次の各

号に該当するか否かを別途定める需要者確認シートに記入し、取引審査を受ける前までに統括責任者に提出するものとする。

- 一 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- 二 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- 三 大量破壊兵器等、通常兵器の開発等を行う若しくは行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- 四 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第14条 被審査者は、取引審査の申請においては統括責任者に別途定める取引審査申請書及び前3条に規定する書面を提出した上で、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める審査票を管理責任者立会いのもと起票し、統括責任者に提出しなければならない。

2 取引審査は、管理責任者が行う一次審査及び統括責任者が行う二次審査とする。管理責任者は、一次審査を行い、その審査結果を統括責任者に報告する。統括責任者は、一次審査の結果をふまえて二次審査を行い、当該取引が適正な取引であるかについて判断する。

3 取引審査の結果は、次の各号のいずれかとする。

- 一 統括責任者が、当該取引が適正な取引であると判断した場合は承認し、被審査者は当該の技術の提供又は貨物の輸出を行うことができる。
- 二 統括責任者が、当該取引が適正な取引ではないと判断した場合は不承認とし、被審査者は技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。
- 三 被審査者が統括責任者の指示に従って取引審査の申請内容を修正することにより、当該取引が適正な取引であると判断できる場合は条件付承認とする。この場合は、被審査者が取引審査申請書及び前3条に規定された書面を統括責任者の指示に従って修正したものを統括責任者に提出し、統括責任者が当該の指示どおりに修正された書面であることを認めたときに限り承認とし、被審査者は当該の技術の提供又は貨物の輸出を行うことができる。

四 統括責任者が次のいずれかに該当すると判断した場合は、委員会による取引審査（以下「委員会審査」という。）を受けなければならない。

ア 外為法等に基づく経済産業大臣の許可の取得が必要若しくは必要となる可能性がある技術の提供又は貨物の輸出の場合

イ 大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に関わる技術の提供又は貨物の輸出の場合

ウ 統括責任者による判断が困難又は判断において懸念が残る場合

エ 被審査者が、本条における取引審査の結果に異議を申し立てた場合

オ その他統括責任者が委員会審査を必要と判断した場合

4 取引審査において、統括責任者及び管理責任者は、被審査者に申請内容について適宜質問及び確認をすることができる。

5 取引審査において、統括責任者及び管理責任者は、輸出管理に関する学外の専門家等に適宜意見を聴くことができる。

6 統括責任者は、取引審査の結果を速やかに被審査者及び最高責任者に通知するものとする。

(委員会審査)

第15条 取引審査が前条第3項第4号に該当する場合は、統括責任者は委員会審査を行わなければならない。

2 委員会は、被審査者の申請に対して合議で判断し、審査の結果は次の各号のいずれかとする。

- 一 当該取引が適正な取引であると判断した場合は承認し、被審査者は当該の技術の提供又は貨物

の輸出を行うことができる。

二 当該取引が適正な取引ではないと判断した場合は不承認とし、被審査者は技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

三 被審査者が委員会の指示に従って取引審査の申請内容を修正することにより、当該取引が適正な取引であると判断できる場合は条件付承認とする。この場合は、被審査者が取引審査申請書及び第11条から第13条までに規定された書面を委員会の指示に従って修正したものを統括責任者に提出し、統括責任者が当該の指示どおりに修正された書面であることを認めたときに限り承認とし、被審査者は当該の技術の提供又は貨物の輸出を行うことができる。

四 外為法等に基づく経済産業大臣の許可の取得が必要と判断した場合は、次条に規定する経済産業大臣の許可申請を行い、その許可を取得できた場合は被審査者は当該の技術の提供又は貨物の輸出を行うことができる。

3 委員長が認めた場合は、輸出管理に関する学外の専門家等が委員会審査にオブザーバーとして同席し、委員会審査に関する情報及び専門人材としての意見を表することができる。

4 委員長が認めた場合は、被審査者が委員会審査に説明者として同席し、取引審査の申請内容を説明することができる。

5 委員長は、委員会審査の結果を速やかに被審査者及び最高責任者に通知するものとする。

(許可申請)

第16条 統括責任者は、委員会審査において経済産業大臣の許可申請を行う必要があると判断された案件については、最高責任者に委員会審査の結果を報告した上で、経済産業大臣に対して許可申請を行うよう求める。

2 最高責任者は、前項の求めに応じて、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

(技術の提供管理)

第17条 教職員等は、技術を提供する場合は取引審査において承認と判断されたことを確認しなければならない。また、この確認ができない限り当該技術の提供を行ってはならない。ただし、事前確認により取引審査の手続が不要とされた場合には、取引審査の手続の確認は要さない。

2 外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術を提供する場合には、経済産業大臣の許可を得ない限り当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第18条 教職員等は、貨物を輸出する場合は取引審査において承認と判断されたこと及び貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。また、この確認ができない限り当該貨物の輸出を行ってはならない。ただし、事前確認により取引審査の手続が不要とされた場合には、取引審査の手続の確認は要さない。

2 外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物を輸出する場合には、経済産業大臣の許可を得ない限り当該貨物の輸出を行ってはならない。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第19条 輸出管理に係る文書、図面及び電磁的記録は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、7年間は保存しなければならない。

2 統括責任者は、文書管理及び記録媒体の保存状況を定期的に確認するものとする。

(監査)

第20条 統括責任者は、本学における輸出管理が外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。

(調査)

第21条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について調査を行うことができる。

(報告)

第22条 教職員等は、外為法等又はこの規程に対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の報告を受けた場合は、その報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合又は違反のおそれがある場合は、本学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく最高責任者に報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく関係行政機関に報告しなければならない。

(再発防止)

第23条 最高責任者は、外為法等又はこの規程に対する違反又は違反のおそれがある報告を受けたときは、当該事項の再発防止のために必要な措置を講じる。

(教職員等に対する指導及び教育)

第24条 統括責任者は、教職員等に対し、外為法等及びこの規程を遵守させるために必要な指導を行う。

2 統括責任者は、教職員等に対し、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させる教育及び啓発を定期的に行う。

(懲戒)

第25条 教職員等が故意又は重大な過失により外為法等及びこの規程に違反した場合には、学習院懲戒規程に基づき懲戒処分の対象となる。

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、学長室研究支援センターが担当する。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関する必要な事項は、別途委員会により定める。

(改正)

第28条 この規程の改正は、委員会及び研究支援センター運営委員会の議により、学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。